当院からのご案内

西平山デンタルクリニック
NISHIHIRAYAMA DENTAL CLINIC

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です。

◆明細書発行体制等について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

◆歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

◆後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月１日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として、自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

◆保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

◆歯科外来物価対応料について

昨今の物価高騰（歯科医療資材、光熱費等の負担増）に対応し、歯科外来における診療体制を維持・強化するため、

厚生労働省の定める施設基準に基づき、初診時および再診時に「歯科外来物価対応料」を算定させて頂いております。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆初診料(歯科)の注１に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬に適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科外来診療感染対策加算Ⅰ

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

◆ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、２年間の維持管理を行っております。

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当院では、質の高い歯科医療を安定して提供できるよう、歯科衛生士、歯科助手、受付をはじめとする医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的に取り組んでいます。これに伴い、厚生労働省の定める施設基準に基づき「外来在宅ベースアップ評価料」を算定しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

◆歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、安全で適合性の高い技工物（被せ物や義歯など）を安定して患者さまへ提供するため、歯科技工士の処遇改善（賃上げ）を支援する取り組みを行っています。厚生労働省の定める施設基準に基づき「歯科技工所ベースアップ支援料」を算定し、当院の連携歯科技工所と協力して処遇改善に努めております。